

2007年度日中連携会議報告

日中企業連携PJ*

抄録 日中企業連携PJの一環として、2008年3月11日北京市及び同3月14日上海市にて、第二回北京日中企業知財連携会議及び第三回上海日中企業知財連携会議を開催した。北京では「インセンティブ」と「技術管理」、上海では「ブランド管理」と「技術管理」をテーマとして、各テーマに関連した基調講演の後、日中企業各10数社が二班に分かれ、事前に準備した各社の事情を紹介してグループディスカッションに参加した。日中企業共に同じ知的財産業務に携わる者の議論は基本的な考え方は同様な点があるが、各国の状況、事情に即した意見の相違も多く、今回の活動を通じ、現在の課題を認識するとともに、交流を深めることができた。

目次

1. はじめに
2. 第二回北京日中企業連携会議
 - 2.1 プログラムと参加者
 - 2.2 会議の概要
3. 第三回上海日中企業連携会議
 - 3.1 プログラムと参加者
 - 3.2 会議の概要
4. おわりに

1. はじめに

日中企業連携PJは、日本と中国の企業が両国の知的財産制度や各企業の知財管理上の諸問題等について実務レベルで意見交換し、互いの情報を共有することにより、諸問題への解決策の検討を行うとともに知的財産意識の高揚を目的に活動を行っている。2004年度の活動として2005年4月に上海市において中国専利保護協会との共催及び上海市知識産権服務中心の協力のもと日中企業約300社の参加を得て、「第一回日中・企業連携・知財フォーラム」を開催した。

2005年度は、さらに実務的に議論を深めることをねらいとするプラットフォームとして日中企業の少数のメンバーによるディスカッション

形式の第一回の連携会議を上海市知識産権研究会との共催で、上海IPGに所属する日本企業の皆様の協力も得て、上海にて開始した。テーマは「営業秘密管理」であった。

2006年度は、中国日本商会知識経済フォーラムIPG（北京IPG）に所属する日本企業の皆様の協力を得て、中国専利保護協会との共催にて少数のメンバーによるディスカッション形式である連携会議をテーマを「権利行使」として北京でも開始した。同年度上海では、第二回連携会議をテーマを「産学連携」として開催した。

本年度は、2008年3月11日北京市及び同3月14日上海市にて、第二回北京日中企業知財連携会議及び第三回上海日中企業知財連携会議を開催した。各テーマに関連した基調講演の後、日中企業各10数社が二班に分かれ、事前に準備した各社の事情を紹介してグループディスカッションに参加した。北京では、胡左超氏（中国専利保護協会秘書長）と竹本一志氏（サントリー JIPA常務理事）の

* 2007年度 Corporate Cooperation between Japan and China PJ

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

開会挨拶，鈴木元昭氏（JFEテクノリサーチ JIPA副理事長）によるテーマに即した基調講演の後，「インセンティブ」と「技術管理」をテーマとして，グループディスカッションが行われ，胡，竹本両氏により講評がなされた。上海では，陳志興氏（上海市知識産権局局長），王智勇氏（上海市科技協会副主任），竹本一志氏（サントリー，JIPA常務理事）の開会挨拶，守屋文彦氏（ソニー JIPA常務理事）及び李耀庭氏（上海市知識産権服務中心主任）によるテーマに即した基調講演の後，「ブランド管理」と「技術管理」をテーマとして，グループディスカッションが行われ，陳耀忠（上海知識産権研究会理事長），竹本両氏により講評がなされた。

会議のテーマである，発明の創造への働きかけである「インセンティブ」，研究開発の結果得られる技術に対する適切な「技術管理」，また，長期に渡る企業努力の結果得られる「ブランドの管理」は，知的財産に携わる者にとって重要な使命である。

発明創造への「インセンティブ」はその課題が「如何にして知的財産を創造するか」の仕組みにあり，また，日中両国が経済貿易の関係を超越技術開発の面においても重要なパートナーとなってきており，適切な「技術管理」の在り方は現在重要な課題と認識されて来ている。また，ブランドは企業の収益にとって重要な資産であり，知的財産活動としての「ブランド管理」は特に中国を考えたとき極めて重要な課題であることは言うまでもない。

両国の社会や法律制度，また，雇用関係の異なる中，両国の企業が，発明創造への「インセンティブ」と適切な「技術管理」，「ブランド管理」を議論することは今後の両国の発展のため，極めて重要との賛同を得て，北京，上海に本年度日中企業知財連携会議のテーマとして選択された。

なお，2008年度も，中国専利保護協会と上海市知識産権局・上海市知識産権服務中心の共催で，中国企業とグループディスカッション形式の連携会議を開催することを検討する予定である。

2. 第二回北京日中企業連携会議



2. 1 プログラムと参加者

2. 1. 1 開催日時，会場

日時：2008年3月11日（火）9時～18時

会場：翠宮飯店

2. 1. 2 プログラム

- 9：00 開会挨拶（PPAC：胡秘書長，JIPA：竹本常務理事）
- 9：15 基調講演「JIPAの活動紹介」鈴木元昭（JFEテクノリサーチ，JIPA副理事長）
- 10：30 グループディスカッション
・技術管理グループ
・インセンティブグループ
- 12：15 昼休み
- 13：15 グループディスカッション
・技術管理グループ
・インセンティブグループ
- 17：00 グループまとめ発表
- 17：30 講評
- 18：00 閉会

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

2. 1. 3 参加者

2. 1. 3. 1 インセンティブ

(1) 日本側

高崎敦（パイオニア），加藤秀司（本田技研工業），秦玉公（アルプス電気），矢部宏（セイコーエプソン），木村真章（リコー）

(2) 中国側

範立君（天士力），張文（伊利集団），王襲（海尔集団），塗国基（洪都航空），朱思全（騰訊）

2. 1. 3. 2 技術管理

(1) 日本側

相馬和生（トヨタ自動車），鎌倉容子（日立製作所），大澤孝明（テルモ），佐武正紀（富士フイルム），宮下聡史（三菱レイヨン），松村貴司（荏原製作所）

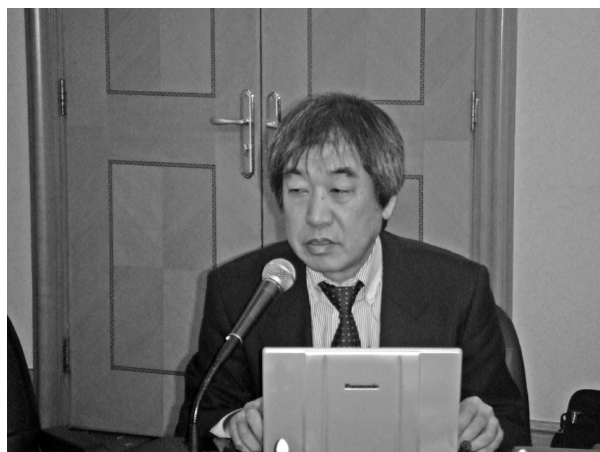
(2) 中国側

李海青（華為技術），李伟（中興通信），韓慶雪（華北製薬），顾丽萍（正大天晴）

2. 2 会議の概要

2. 2. 1 基調講演

(1) 「JIPAの活動紹介」鈴木元昭（JIPA副理事長）



日本知的財産協会は正会員904社，賛助会員

258社からなる非営利団体である。この会員企業には日本国内の様々な業種の企業が含まれ、約800名が20の専門委員会、7つの政策プロジェクトに派遣され全くのボランティアで知的財産に関する調査研究を行っている。こういった異業種のるつぼともいえる環境で全くのボランティアベースの活動が成り立つのは委員会活動を通じて得られる他業種のモノの考え方・捉え方、利害関係のない友人関係、その友人を通じて得られる相互補完関係等による個人的ひいては通常業務への利点にあると思われる。

近年の知財活動が研究開発から発明を抽出し、権利化する段階を超え、経営活動そのものへと移行している現状を踏まえ、JIPAは2007年度の運営方針として「経営に資する知財マネジメント」を掲げ知財、研究開発部門、経営の三位一体の実現を目指している。

当社の場合では発明萌芽段階から知財部が関与し、強力な権利を取得できるよう知財の知識と技術の知識の融合を目指している。

2. 2. 2 グループディスカッション

<インセンティブグループ>

企業の知的財産戦略が、「自社事業の優位性確保」「自社事業の自由度確保」「知的財産の活用による収益化」等の面から注目され、また、日中両政府も国家の「国際競争力」を高めるため知的財産戦略を打ち出し「知的財産の戦略的な保護・活用」を進めようとしている中で、その根源となる知的財産の創出がますます重要となってきている。

そこで、今回のグループディスカッションでは、インセンティブをテーマに（1）知的財産創出を支える組織体制・発明創出活動、（2）技術者のやる気を起こさせるには、（3）人材の育成・教育システム、の3点を中心に議論し、日中企業の共通点・相違点等を探り、今後の知的財産活動の参考にしようというものである。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

(1) 知的財産創出を支える組織体制・発明創出活動

質問・議論となったポイントは、特許明細書の作成の主体、特許出願の決定の主体、特許事務所との協力関係、特許事務所選択基準、パテントマップの作成・活用、組織体制、等についてであった。

特許明細書の作成の主体については、技術者が作成・知財部門が審査し、その内容（重要性）によって、自社出願か特許事務所を使うかを決めるという中国の大手企業があったが、それ以外の中国企業は、特許事務所に依頼するとのことであった。また、日本企業でも特許事務所・知的財産部門・技術者の3種類を使い分けている企業もあったが、全て特許事務所に依頼している企業もあり様々であった。

特許出願の決定の主体については、日中企業双方とも、知的財産部門がその判断の主体になっているか、もしくは、その判断に大きく関わっているのが大半のようである。

特許事務所の選択基準については、部品サプライヤー選定のように社内を選定プラットフォームがあり、その中で事務所の全体ランキング・弁理士数・取扱件数等の基準に基づき査定するという中国大手企業もあり、目を引いた。

さらに、中国企業は、パテントマップの作成・活用に非常に興味を持っているようであり、日本企業側にかなり多くの詳細な質問が投げかけられた。

全体として、日中企業間の特別な共通点・相違点と言うものはなく、また知財意識にも大差はなく、各社とも知的財産を重視し発明創出活動に力を入れており、各社・各様にそれぞれの会社に合った組織・方法を模索・策定し活動しているように感じた。

(2) 技術者のやる気を起こさせるには

質問・議論となったポイントは、職務発明に

対する報奨、金銭的インセンティブと非金銭的インセンティブ、人事評価との関係、等についてであった。

職務発明に対する報奨については、日中企業双方とも、発明の奨励と経済的補償を目的とした出願報奨と実績報奨が中心であるが、それ以外にも各社独自の報奨制度を構築しているようである。また、発明創出の実績を人事評価にまで取り入れ給与面で奨励している企業も日中双方とも少なからずあった。さらに、中国におけるインセンティブは、金銭的なものが多いと考えていたが、中国企業でも非金銭的（精神的）なものも重視しており、両方とも効果的であるとのことであった。

なお、参加した全ての中国企業の報奨金額は、中国の法律（特許法施行規則）で国営企業に対して定められている金額よりかなり高額のようで、中国私企業が知的財産の創出に非常に力を入れていることが窺えた。

日中企業双方とも、知的財産の創出のために、給与面を含め金銭的なインセンティブと表彰のような非金銭的（精神的）なインセンティブを公平・妥当に行おうとしている姿に差はなかったように感じた。

(3) 人材の育成・教育システム

質問・議論となったポイントは、弁理士資格取得に対する考え方、知的財産スタッフの国内・海外特許事務所での研修や技術研修、社員に対する他社知的財産尊重等のコンプライアンス教育・研修、人材流動が激しい中国での知財人材管理、等についてであった。

弁理士資格取得に対する考え方は、中国企業は、支援はするが金銭的な手当などは無く、その実績に対し評価して報酬・昇格により処遇しているようであるが、日本企業では金銭的な援助や手当等の支給をしているところが複数あった。

また、日本企業のほとんどは、知的財産スタ

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

ップを国内・海外特許事務所で研修させているようであるが、中国企業にはこのような制度がなく、なぜ特許事務所側が引き受けてくれるのか等の質問があり、非常に興味を持ったようである。

社員に対する他社知的財産尊重等のコンプライアンス教育・研修については、日本企業の多くが実施している。中国企業でも実施しているところはあるようであったが、その内容や力の入れ具合については疑問が残った。

中国における知財人材の管理については、知財に限らず優秀な人材の管理の問題として捉えられていた。人材流出が少ないという中国企業もあったが、多くの企業が苦慮しているようで、待遇、研修チャンス・キャリアプランの有無、会社風土、人間関係などが大きく影響しているとのことである。

さらに、人材育成において、賞罰を厳密に行う運営で人材を淘汰し、公平な競争によりその実現を図っている中国企業もあり、日本企業の誉めて育てるという考え方と異なり興味深く、中国的な考え方を垣間見た気がする。

最終的に、人材の育成は、時間がかかり、更に中国では人材流出を防ぐ方策も考慮しなくてはならず、日中企業双方とも試行錯誤・苦労している問題のようである。

時間の少ない中での今回のディスカッション



ではあったが、日中企業の知的財産の創出に関する認識・考え方が窺い知れたことは、有意義なものであったと考える。

2. 2. 3 グループディスカッション

<技術管理グループ>

技術管理グループでは、他社との技術移転、共同研究、海外市場への開発、製造拠点設立など、他社との技術交流が増加していく背景のもとで、自社、他社の技術管理、知的財産権の保護のあり方について、1. 技術移転における留意点、2. 共同研究における成果の取り扱い、3. 開発、製造拠点での技術情報管理という3つの論点に分けて議論した。

会議の進め方は、各論点について、最初に日中の双方の担当会社が、各社の基本的な考え方と問題点についてプレゼンを行い、その後に全員で議論をするという形式で行われた。

北京会議は、議論の時間が十分にあったので、各論点について日中企業双方の具体的な実務上の問題点について広範囲でかつ深い議論ができ、大変有意義な会議であった。また、様々な議論を行う中で、技術交流において自社技術の知的財産権の保護、相手方の知的財産権を尊重することが重要であることについて日中企業間で共通の認識をもつことができたと思った。

以下、各論点毎の議論の概要について紹介する。

(1) 技術移転における留意点

技術移転については、日本側は日立製作所とトヨタ、中国側は華為技術と正大天晴がプレゼンを行った。

技術移転の議論については、技術を供与する立場と技術を導入する立場の議論があるが、全体としては日本側は技術を供与する側の立場での議論、中国側は技術を導入する側の立場での議論が多かった。

日本側は技術移転に際してのライセンサーとして移転対象技術についての技術保証責任、第

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

三者特許保証責任について具体的にどこまで責任を負うべきかという点について中国企業がどう考えているかについて関心が高かった。この点については、中国側は契約でケース・バイ・ケースで取り決めるということで余り具体的内容については議論できなかつた。

一方、中国側は技術移転に際しての特許、ノウハウの対価条件、ライセンスの改良技術の取扱いについて日本企業がどう考えているかについて関心が高かった。

また、日中企業の相違点として、日本企業は例えば海外製造子会社等の親子間の会社の間でも、技術移転する場合技術ライセンス契約を締結するのに対して、中国企業は親子会社間の技術移転については技術ライセンス契約を締結していないようなケースもあるようで、親子会社間とはいえ独立した企業であるとの意識が日本企業と比べて希薄であるような印象を受けた。

また、特許の活用戦略の話についても活発な議論がされた。特に今回の中国側参加企業の華為技術、中興通信（いずれも通信機器メーカー）は、中国企業の中で特許出願件数が第1位、第2位の企業であり、事業戦略における特許の活用という意識が高かった。例えば、華為技術は、技術標準部を設置し、ユニバーサルな通信規格団体に委員を送り込み、知的財産部と連携して標準化の動向の把握に基づく特許出願活動、特許取得した技術を標準技術に採用するための活動を積極的に行っているようである。このような技術標準化に対する特許の積極的な活用の意識は日本企業より進んでおり、華為技術は自らが技術提携している欧米企業の知財戦略を手本にしていると感じた。

(2) 共同研究における成果の取り扱い

共同研究については、日本側はテルモと三菱レイヨン、中国側は正大天晴がプレゼンを行った。

共同研究の議論では、日本側から企業と大学との共同研究の共有成果（特許）について、企業側の自己実施に対して大学が対価を請求するいわゆる不実施補償の問題について中国の状況について聞いたところ、中国にも不実施補償という考え方はあるが、不実施補償をするか否かは開発対象、大学の保有技術、企業の開発費負担額に応じて個別案件ごとに契約で決定するようであり、中国側の方が柔軟な対応をしているとの印象を受けた。

また日本では大学において契約当事者は大学となるケースが多いが、中国では契約当事者が大学の研究室（研究者）となるケースが多いとの感触を得た。

また中国において、大学の産業化（大学発ベンチャー）については、一時期は活発に行われていたが、最近の状況として大学には研究、教育に専念する方向であり、大学発のベンチャーの場合に大学名を使用することは禁止されているとのことであった。世間に受け入れられる大学というのは、教育・研究に集中する大学であるとの考えが強くなってきており、もし大学研究者が起業化する場合は大学とは一線を画すことが必要となっているようである。

また、中国側は、日本企業間での共同研究の実態に関心をもっており、これについてはトヨタから自動車部品メーカーとの共同開発についての具体的事例の紹介がされた。

また、日本企業の場合、研究開発子会社との間では研究委託契約を締結して研究開発の成果を日本本社に帰属させているのが殆どであるのに対し、華為技術の場合、世界各国に研究開発センターを保有しているが研究開発センターの間では研究委託契約を結ぶことなく対応しているようであった。このケースでも、親子会社間とはいえ独立した企業であるとの意識が日本企業と比べて、中国企業は希薄であるとの印象を受けた。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

(3) 開発、製造拠点での技術情報管理

技術管理については、日本側は富士フィルムと荏原製作所、中国側は中興通信がプレゼンを行った。

技術情報管理では、中興通信、華為技術の徹底した技術情報セキュリティ管理が議論となった。両社とも企業の競争優位性は技術情報セキュリティの基礎の上に成立するとの考えに基づき経営トップの指揮下で技術情報管理を行っている。

具体的には、

① 本社と全世界の海外研究開発拠点と同レベルでの技術情報セキュリティー一元管理

② 情報セキュリティ部を設置し、情報セキュリティの専門家集団による徹底した社内監査の実施

③ 電子データをプリントアウトする場合は印刷履歴（いつ、誰が）を残するとともに、最大機密情報は印刷できないようにして紙情報を管理する

④ 会社と社員が秘密保持契約を交わし秘密保持手当を給与とは別に支払う

①～④については、今回参加した日本企業はいずれも対応できておらず、従業員への教育によるモラル向上と性善説に頼るところの多い日本企業にとっては、これらの中国企業の情報セキュリティ管理のレベルの高さには驚かされた。

これだけ情報セキュリティ管理を行うとかなりのコストと開発活動の効率の低下が考えられるが、その点については企業の競争優位性は技術情報セキュリティの基礎の上に成立するとの経営トップの判断により行っているため、会社全体の経営的視点からはメリットがあるとの理解で行っているとのことであった。

ただ、厳格なセキュリティ管理を行っている中国企業にとっては、従業員の定着率が低いことが問題となっている。最近ではソフトビルディングと称して人に優しい会社、具体的には従業

員の働き甲斐を考慮した仕事の与え方、職場レクリエーション活動を通じて従業員の忠誠心を高めることにより定着率をあげることが重要であるということに気づいた企業が増えてきている話を聞き、大変興味深かった。この辺は、従業員の定着率の高い日本企業の企業文化を手本にしたのではないかと思われる。

3. 第三回上海日中企業連携会議



3. 1 プログラムと参加者

3. 1. 1 開催日時、会場

日時：2008年3月14日（金）9時～18時
会場：科学会堂

3. 1. 2 プログラム

- 9：00 開会挨拶（SIPA：陳局長，JIPA：竹本常務理事）
- 9：20 基調講演「中国の技術移転」李耀庭（SSIP主任）
- 10：30 休憩
- 10：50 基調講演「ソニーと知的財産」守屋文彦（ソニー，JIPA常務理事）
- 12：00 昼休み
- 13：00 グループディスカッション
 - ・技術管理グループ
 - ・ブランド管理グループ
- 17：00 グループまとめ発表
- 17：30 講評

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

18:00 閉会

3. 1. 3 参加者

3. 1. 3. 1 ブランド管理

(1) 日本側

宮川博之（花王），野辺龍介（松下電工），村瀬賢司（横河電機），高崎敦（パイオニア），濱宏行（ダイキン工業），石川芳明（YKK）

(2) 中国側

王依文（家化集団），倪敏芳（雷允上薬業），張心一（老鳳祥），胡俊浩（信誼薬廠），魏光耀（建設路桥）

3. 1. 3. 2 技術管理

(1) 日本側

相馬和生（トヨタ自動車），大澤孝明（テルモ），佐武正紀（富士フイルム），宮下聡史（三菱レイヨン），松村貴司（荏原製作所），秦玉公（アルプス電気），多田有為（オムロン）

(2) 中国側

毛祥東（上海農業科学院），張文伯（上海復旦張江），印惠琿（中国科学院），韦彦余（新生源），孔德力（上海復星医薬），黄芳（上海高科）

3. 2 会議の概要

3. 2. 1 基調講演

(1) 「上海の技術管理」李耀庭SSIP主任

中国は急速に産業発展を続けており，それに伴って知的財産の制度整備や活用を重視し始めている。

第1段階として「特許技術展示センター」を設立し特許製品を展示して直接特許製品をみて理解を深めてもらえるようにしている。また，インターネットを利用したライセンスプラットフォームを設置し中国全土から特許を検索できるよう環境整備に努めている。さらに仲介サービスも提供して行きたいと思っている。

また2006年に特許ライセンス専門のライセンスプラットフォームを設立した。特許の価値を算定することができなければ，市場で合理的な価格予想ができず，取引成立は難しくなり，結果，研究成果の産業化も進行しないこととなる。現在，特許と市場を仲介するための特許価値評価プログラムの検討を行っており，国家的な導入も検討している。このプラットフォームでは価値評価プログラム検討の他に専門家育成，国際化，電子化の検討も行っている。国際化については先週，16カ国の在上海領事館の知的財産専門官を呼んでプラットフォームについて説明会を行った。

ライセンスプラットフォームは国家の発展，国際競争力強化に重要な役割を担っている。

(2) 「ソニーと知的財産」守屋文彦（JIPA 常務理事）

1958年に東京通信工業から現在のソニー株式会社に社名変更をして以来，ソニーブランドの構築を強く意識してきた。ブランド化への最大のツールである商品を開発するため，ポケットブルラジオ，ウォークマンといった時代を先取りした商品を開発し，ブランド強化の最大のツールである商標・ロゴの管理を徹底している。ソニーのブランドロゴは出所表示・宣伝広告といった役割ももちろんだが，ソニーが責任をも



※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

って品質を保証しているという証でもある。そのため商標・ロゴデザインに関しては150ページ以上のマニュアルがあり、第三者に使用されないよう徹底的に管理をしている。

現在、エレクトロニクスを中心にゲーム、金融、映画、音楽とグループ展開をしており、これらのグループの融合戦略によるビジネスモデルを構築しようとしている。それらを踏まえ、現在でも創業者井深大の起草した設立趣意書に書かれているソニースピリット：「非常に進歩したる技術の国民生活への即時応用」「応用価値を有する優秀なるものの迅速な製品、商品化」、「技術の商品化」を貫いている。

3. 2. 2 グループディスカッション

ブランド管理

日中企業連携として、「模倣対策を含めたブランド管理」というテーマは初めてのものとなった。

中国において、近年出願件数が飛躍的に伸びており、特許庁による平成19年度の商標出願動向調査報告書によると、2006年度において、中国の出願数は、66万件あり、そのうち出願区分数全体の87%が自国籍で占められている状況である。このデータは何を意味するのか、中国企業のブランド管理についての意識の現状を日中双方で確認したいということが、今回のディスカッションの狙いである。

論点としては、①各社における商標管理（コーポレート・プロダクトブランド）、②管理体制③模倣対策の三つである。

日中企業が自社ブランドをどう育成し、どういう体制で管理しているか。

また、マーケティングして育てたブランドをどう保全しているか、実際の模倣対策の事例を踏まえての議論となった。

論点①②の各社における商標管理、体制は、日中双方、権利の帰属が本社ということで、本社一括で管理している点は共通していた。

但し、子会社への商標ライセンスに関しては、日本側は使用料（ロイヤリティ）を取ってライセンスしているケースが殆どである、一方中国側においては、ライセンス契約しているが、販売権を持っていない子会社に関しては、無償とすることである。

日本側と同様のものづくり企業であり、外国にも20ヶ所に販売しており130件以上外国にも商標登録をしている、中国企業においては、ブランドの選定、市場の管理はマーケティング部門が中心に管理している。

また、制度についても管理規定、商標調査、商標登録の手続き、ライセンスについても整備されている。

この点についても、商標調査から出願、管理までの流れは基本的に日中間では変りはない。

また、コーポレートブランドとプロダクトブランドの考え方に関しては、双方企業のイメージという点で大切なブランドとして認識されている。また、製品アイテムが多い企業は、個々の個別ブランドも大事にしている。この点も日本側と一致した考え方である。

ブランドについてどう啓蒙しているかという点について、社員に対する教育は行っており、トップの会議、管理部門での会議で、ブランドの重要さの認識、意識を説明しているという会社もあり、中国側もブランドを育成する意識が強い企業もあるということを感じた。

論点③の模倣対策については、中国側の企業も模倣品が市場に出たことがあるのか、どんな調査会社を利用するのか、どこに救済を求めるのかを確認した。

まず、模倣品の現状について、日中双方の企業が、市場における模倣品はもちろん、最近ではネットオークションによる模倣品問題に直面している。

模倣品の多様化の中で、オークションサイトでの模倣品対応は日中企業共に、新しいテーマ

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

として、懸案になっている。

中方からの参加企業からも、商品の流通の段階で模倣品を発見するのは、容易であるが、インターネット上の模倣品の発見はどうしているか？との質問が出た。

日中双方の模倣品対策の悩みとして、今後インターネット上の模倣品については、今後も増えるだろうし、脅威になるという共通認識であった。

また、侵害品の情報をどう入手するかという点に関しては、日中間で対応の差があった。

日本側は、調査会社を使って、侵害品を探しているのに対し、中国側は、調査会社を使用しない企業が殆どであった。

理由としては、調査会社の人は、自社の商品を理解していないし、社員の方が責任感が強いとしている。

日本企業は、調査会社に頼らざるを得ない部分があるが、中国企業は、調査会社を信用していないふしがある。

調査会社の活用については、日中間の考え方、ポリシーの違いを感じた。

今回のディスカッションにおいて、各論点について、日中双方の認識が確認できたと思われる。

日中双方の企業が、ブランドを重視し、法に基づいて保護していることが良くわかった。



また、商標の管理体制や国内外のライセンスについても類似点が多かったと思われるが、模倣対策の点については、調査会社の活用の点において、異なる点があった。

時間の少ない中で、各論点についての的を絞った意見交換ができたことは非常に有意義であったと思われる。

3. 2. 3 グループディスカッション

<技術管理グループ>

会議の3つの論点は、北京会議と同じである。

ただ会議の進め方は、中国側の要望により論点毎に分けて議論するのではなく、各社のプレゼンを全て実施した後に、各論点について議論するという形式で行った。

上海会議は、北京会議と比べてグループ会議の割り当て時間が短かったうえに、会議参加メンバーの人数が多かった（プレゼンの時間が長い）ため、北京会議に比べると十分な議論ができなかった。しかし議論自体は活発に行われた。

中国側の参加企業は3つの論点のうち技術移転への関心が高く、プレゼンの内容、議論についても技術移転に関するものが多かった。また、中国側の参加企業が全てバイオ、医薬品関係の企業（日本側の参加企業はなし）であったため、議論の内容も日中間の相違というより業種の相違によるものが多かった。

ただ、様々な議論を行う中で、技術交流において自社技術の知的財産権の保護、相手方の知的財産権を尊重することが重要であることについては、北京会議同様に日中企業間で共通の認識をもつことができたと思う。また、技術移転において技術移転契約を締結して契約条件を明確にしておくことが重要であることも日中企業間で確認することができた。

以下、各論点毎の議論の概要について紹介する。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

(1) 技術移転における留意点

技術移転の議論では、日本側は北京会議と同様に、技術移転に際してのライセンサーとしての立場として、ノウハウライセンス契約終了後のノウハウの取扱いの問題、移転対象技術についての技術保証責任、第三者特許保証責任について具体的にどこまで責任を負うべきかという問題について中国企業がどう考えているかについて関心が高かった。

ノウハウライセンス契約終了後のノウハウの取扱いの問題は、特許権のように権利範囲、権利期間が確定されてないので中国企業間でもトラブルになることが多いようであった。従って、ノウハウライセンス契約で契約終了後はノウハウに関する技術資料を返還、廃棄する、またノウハウの継続使用をライセンサーが希望するならライセンス契約を継続し対価を徴収する等の取扱いを明確にすることが必要であることが日中企業間で確認することができた。一方移転対象技術の技術保証責任、第三者特許保証責任問題については、日本企業としては中国への技術移転について、技術輸出入管理条例等によりライセンサー側に過度な技術保証責任、第三者特許保証責任を負わせていることにより却って中国への技術移転を妨げ、中国企業にとっても不利益になるケースもあり得ることを主張したが、中国側としては法律に規定されている以上は、それに従うべきとの立場で余り日本企業側の立場を理解してもらうことはできなかったと思われた。

その他、北京会議同様、中国側から技術ライセンスの対価条件、特許ライセンスとノウハウライセンスの相違点、同時に行う場合の留意点といった実務的な質問が沢山あった。中国側参加企業メンバーは、技術移転契約についての知識についてはかなり勉強しているようであるが未だ実務での経験は少ないとの印象を受けた。

(2) 共同研究

共同研究については、共同研究の成果として発明が生まれた場合の特許権の帰属の考え方、また共有特許となった場合の第三者への実施許諾等の取扱いが主な議論となった。特に大学との発明については共有にすることが多いが、共有の場合、第三者への実施許諾を共有特許権者の相手方に了解なく行うことができるかは予め明確に取り決めておかないと後で共有権利者間でもめることになる。共同研究についても、契約で単に発明は共有というだけでなく、その取り扱いについてもできるだけ具体的に取決めておく必要があることを日中企業間で確認することができた。

(3) 開発、製造拠点での技術情報管理

時間がなくなり、殆ど議論の時間がとれなかった。従って、最後に中国側の参加企業全員に、北京会議でも議論になった従業員との秘密保持契約における秘密保持手当を給与とは別に支払っているかを確認したところ、殆どの中国企業が重要な技術については秘密保持手当を支払っており、また技術漏洩に対しては従業員に刑事責任を追及することもあり得ると回答した中国企業もあった。やはり技術情報管理については日本企業よりも中国企業の方が徹底して行われているとの印象を受けた。

4. おわりに

今回は北京において二回目、上海において三回目の日中企業連携会議であった。回を重ねるにつれ、連携が強固になり会議の運営は良好となった。また、グループディスカッションでの議論は深みを増してきた。

グループディスカッションのテーマである「インセンティブ」、「技術管理」、「ブランド管理」は、幅広い論点を持つ知的財産活動上、普遍的課題であるものであり、議論が活発になさ

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

れるか危惧されたが、日中各社の真摯な参画により各テーマから両国間における様々な課題が抽出されるまでの活発な議論がなされた。「インセンティブ」からは人材の流動化に対する手段としての施策が、「技術管理」からは技術契約の在り様や秘密管理の手段が、「ブランド管理」では模倣品対策のスタンスなどの新たな論点が浮かび上がった。このような、活発な議論がなされた結果を得て、日本企業にとって大きな成果となったとともに、今後の活動に向け、日中企業連携の意義を再確認できたものと考え

る。
今年度、北京・上海の両地で、無事会合を成

功に収めることができた。日中企業連携会議により日中企業間の連携方法の一つの形が構築できたものとする。そして、更に議論されるべき論点は多岐に渡っている。今後の日本を考えれば言うまでもなく中国は重要なパートナーであり、今後も本会議を日中企業間の交流を深め、連携を強固にするためのプラットフォームとして継続活用され、日中企業連携PJが両国間に存在する課題の解決を図り、各国企業の経営に資するものになることを願う。

2008年度も新メンバーによる日中企業連携PJが活動される。すばらしい成果が得られることを期待したい。

(原稿受領日 2008年5月23日)

